

学校いじめ防止基本計画



野田市立二川中学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめは重大な人権侵害であり、場合によっては犯罪行為である。いじめを放置することは、生徒・教師・保護者間の信頼関係を崩し、学校の正常な教育活動が阻害されることを意味する。そのため、いじめ問題への対応は、本校における最重要課題の一つとしてとらえる必要がある。従って、個々の職員で対処するのではなく、学校として組織的に対応していくことが必要である。また、いじめに対する認識も新たにしていく必要がある。「いじめは昔もあった」「いじめられる側にも問題がある」このような考えは、現在は成り立たないという前提で進めていきたい。

以上のようなことを踏まえて、いじめ防止等の対策を講じていきたい。

(3) 生徒の責務

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。また、生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはならない。そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめに関する理解を深めなければならない。

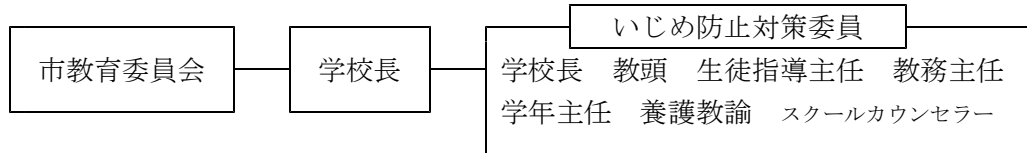
(4) 学校及び職員の責務

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割を自覚しなければならない。生徒の生きる力と自分と他者の命を大切にすることを育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなければならない。また、在籍する生徒等がいじめを受けているときは、全力でいじめられている生徒を守らねばならない。いじめ問題への対応に当たり、隠蔽や虚偽の説明をせず、正確に丁寧な説明を行い真摯に対応していく。

2 組 織

(1) いじめ防止対策の組織

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（指導）、教務主任（調整・記録）、学年主任（指導）、養護教諭、スクールカウンセラー（支援）



(2) 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

(3) 会議の開催

- ①週に1回の生徒指導部会と、共同で会議を行う。
- ②いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。

- ・学級経営に力を入れ、学級のよりよい人間関係を築く。
- ・学校行事等の取り組みを充実させ、全校での一体感を共有させる。
- ・多くの教師が、どの生徒にも気軽に関わっていける雰囲気をつくる。
- ・学校全体で暴力、暴言を許さない。

(2) いじめに向かわない生徒を育てる。

- ・全校集会での校長の話の中で、いじめを憎む心情を育てる。
- ・道徳教育の中で、いじめを克服していく心情を育てる。
- ・人権教育の中で、共に暮らす豊かな社会を目指す心情を育てる。

(3) いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。

- ・ルールを守り、規範意識をしっかりとった生徒を育てること。
- ・全ての生徒に対して、その長所を認め、自己肯定感を育てること。
- ・相手の立場に立って物事を考え、人の痛みの分かる生徒を育てること。

- (4) 生徒指導の機能を重視した、「わかる授業」を展開する。
- ・授業規律を確立し、どの生徒にも授業を受ける権利を保障する。
 - ・基礎・基本の習得に力を入れ、基礎学力を保証する。
 - ・参加型の授業を組み、生徒の自己実現の機会をつくる。
- (5) 人権教育を推進する各種団体と連携して、命の大切さを強調する。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」への参加。
 - ・「豊かな人間関係づくり」実践。
 - ・道徳の授業を用いて、人権について扱う。
 - ・「あおいそら運動」への参加。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめを指導する。
- ・メディアリテラシーに関する教職員研修を行う。
 - ・生徒を対象とした情報モラル講習会を実施する。
 - ・保護者会資料等で、保護者に情報を提供する。
- (7) 生徒の自発的な活動を支援する。
- ・生徒会活動を通して、上級生と下級生のより良い関係を築く。
 - ・学年集会や学級会等、自治的な活動を支援して、より良い関係を築く。
 - ・班活動を組織し、互いに協力して学級生活を送ることを支援する。
 - ・いじめやネットトラブル防止について全校生徒で方針をつくり、実践する。
- (8) その他（職員の配慮事項）
- ①学級担任
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を出し、学級全体に醸成する。
 - ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・一人ひとりを大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ・過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する恐れがあることを考慮する。
- ②養護教諭
- ・衛生委員会等の学校の教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げる。

③生徒指導主任

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④校長・教頭

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進を計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に、生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

4 いじめの早期発見について

(1)いじめアンケートの実施

①第1回「いじめ実態調査」の実施（6月）

「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）

継続支援状況の確認（通年）

②第2回「いじめ実態調査」の実施（11月）

「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）

継続支援状況の確認（通年）

(2)教育相談の実施

11月～12月

(3)家庭・地域との連携

①家庭との連携

保護者会や学校便り、学校ホームページ等で家庭との情報の共有化を図る。いじめがあった場合は、速やかに学校に相談するように伝える。

②PTAや地域との連携

自治会役員やPTAに学校のいじめ防止の取り組みを伝える。いじめがあった場合、PTAとして対応する場を設ける。

(4)専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(5) 教職員の配慮事項

①学級担任

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間や放課後の生徒との日常会話や生活記録ノートを活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

②養護教諭

- ・ 保健室を利用する生徒との日常会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

③生徒指導主任

- ・ 定期的なアンケート調査や、教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラーと情報交換を行い、保健室・相談室の利用をつかむ。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

④校長・教頭

- ・ 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 校内の相談体制の整備

- ①相談窓口を周知する。
- ②教育相談機関を設置する。
- ③相談室を整備する。
- ④保護者の参観や相談を日常的に行えるようにする。
- ⑤教育相談箱を設置する。
- ⑥スクールカウンセラーの設置について周知する。

(2) 校外の相談窓口の周知

- ①学校の相談窓口担当者の設置
- ②ひばり教育相談の利用
- ③学校・野田市以外の相談窓口の活用

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(4) 相談、通報についての支援

- ① 学校体制として、いじめを受けた生徒や助けようとした生徒を徹底して守る。
- ② 相談、通報は適切な行為であることを周知させる。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報の収集

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
その際、得られた情報は確実に紙媒体とデータ媒体に記録に残す。
- ⑦ 一つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を整える

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を整え、方針を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。
 - ・ いじめられた生徒やいじめた生徒への対応。
 - ・ その保護者への対応。
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ② 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確にかかわりを持つことが必要である。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ⑤ いじめの調査結果について被害生徒、保護者へ情報提供や加害生徒、保護者へいじめの事実を報告する。

7 いじめの指導について

(1) 生徒への指導・支援

「組織」で決定した指導方針に基づき、指導・支援を行う。

① いじめられた生徒に対応する教員

- ・ いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

② いじめた生徒に対応する教員

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても、十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などの的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

(2)保護者との連携

つながりのある教職員を中心に、即日関係生徒の家庭訪問を行う。

- ①家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ②いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 重大事態への対処について

(1)重大事態とは

- ①いじめによる生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。自殺の意志、重大障害、多大な金品の被害、精神の疾患等が該当する。
- ②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを、余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、学校内及び野田市教育委員会へ速やかに報告する。

学校内：発見者→学校いじめ対策組織構成員→教頭→校長

市教委：校長→指導課長→市教育長→知事



学校教育課（二報以後の対応）

※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

- ② 一報後、改めて文書により報告する。
- ③ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報し、連携を図る。
- ④ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
※第3者が必要な場合、市教育委員会の協力を図る。
- ⑤ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ⑥ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑦ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本計画について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本計画は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。